

《指定居宅介護支援事業》

ライフケア・ハーモニー 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社 K・ミュージックが設置する「ライフケア・ハーモニー」(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(事業の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものである。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前 6 項のほか、「伊丹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」(平成 30 年伊丹市条例第 10 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称 及び住所地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ライフケア・ハーモニー
- (2) 所在地 兵庫県伊丹市西野 5 丁目 1 番地の 4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施に状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 2 名 (1 名は管理者と兼務)。ただし業務の状況により増員することができる。

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意思等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成すると共に、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし国民の祝日、8月12日～8月16日、12月29日～1月4日までは、休日とする。
- (2) 営業時間 午前9時～午後6時までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
当事業所内相談室または利用者居宅において行う。
- (2) 課題分析の実施
 - (ア) 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
 - (イ) 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - (ウ) 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン方式とする。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス 計画の原案を作成する。計画の作成にあたっては、利用者の意向を尊重するものとする。
- (4) サービス担当者会議等の実施
居宅サービス原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する紹介等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- (5) 居宅サービス計画の確定
介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意書を得るものとする。
- (6) サービス実施状況の継続的な把握及び評価
居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行るものとする。

(利用料等)

第7条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする

- (1) 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指

定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

- (2) 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供説明書を交付する。
- (3) 次条に定める通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (ア) 通常の事業の実施地域を超えてから片道 15 キロメートル未満 400 円
 - (イ) 通常の事業の実施地域を超えてから片道 15 キロメートル以上 500 円
- (4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について文書で説明を行い、書面による同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、宝塚市全域、西宮市全域、伊丹市全域、池田市全域、箕面市全域、尼崎市全域、豊中市全域の地域とする。

(事故発生の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故に際して採った処置について記録をおこなうものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な処置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町が行う文書その他の物件の提供若しくは指示の求め又は市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守して適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者に人権の擁護・虐待の防止の為次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

- 第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（暴力団等の影響の排除）

- 第15条 管理者は、暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者であってはならない。
- 2 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（運営内容等の評価、改善等）

- 第16条 事業所は、運営内容を自ら評価し、常に改善を図らなければならない。

- 2 事業所は、前項の評価結果を公表するよう努めなければならない。

（その他の運営に関する留意事項）

- 第17条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 本事業所は、職員の資質向上の為に研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - 3 職員は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
 - 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 5 事業所は、記録を整備し、その利用者の契約終了の日から5年間保存するものとする。

- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たり利用者の意向を尊重する。
- 7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、合同会社 K・ミュージックと、当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。